

第6回あづみのパークコミュニティ会議次第

日時：平成29年6月27日（火）午後2時から

場所：国営アルプスあづみの公園管理センター2階会議室

1 開会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 会議事項

（1）国営アルプスあづみの公園からの情報提供

ア 国営公園からの情報提供	・・・長野国道事務所
イ 公園イベント等について	・・・公園管理センター

（2）県営鳥川渓谷緑地からの情報提供

ア 建設事務所からの情報提供	・・・安曇野建設事務所
イ 公園イベント等について	・・・環境管理センター

（3）その他情報提供・提案

ア 市からの情報提供	・・・各担当部署
・H31年春開催全国都市緑化信州フェア基本計画について（都市計画課）	
・市内の平成29年イベントスケジュール等（観光交流促進課）	
・文化課イベントについて（文化課）	

イ 構成団体からの情報提供	・・・各構成団体
---------------	----------

（4）意見交換

（5）その他

5 閉会

あづみのパークコミュニティ会議出席者名簿

平成29年6月27日

敬称略、順不同

所 属	職 名 等	氏 名	備 考
あづみ野穂高温泉旅館組合	組合長	辻谷 洋一	会長
安曇野ペンション協議会	理事長	薄井 満介	副会長
安曇野市観光協会	副会長	太田 謙	
(株)ほりでーゆー	代表取締役	太田 謙	
岩原の自然と文化を守り育てる会	代表	百瀬 新治	
岩原の自然と文化を守り育てる会	事務局長	南 健児	
堀金岩原区	代表区長	浅野 長彦	
堀金岩原区	会計担当区長	田口 修司	
堀金岩原区	公民館管理区長	粟津原 稔	
穂高牧区	区長	古幡 敬	
安曇野案内人俱楽部	代表	等々力秀和	
国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	副所長	大里 弘人	
国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所 公園課	課長	篠遠 富恵	
国営アルプスあづみの公園管理センター	管理センター長	緒方 京一	
国営アルプスあづみの公園管理センター	企画広報課長	内田 利幸	
安曇野建設事務所	所長	高橋 智嗣	
安曇野建設事務所維持管理課	課長	長澤 徹	
安曇野建設事務所維持管理課	担当係長	宮澤 俊吉	
鳥川渓谷緑地 環境管理事務所	所長	佐々木 俊之	
安曇野市農林部耕地林務課	課長補佐	佐藤 明利	
安曇野市観光交流促進課	主査	末永 純一	
安曇野市都市建設部	部長	横山 正	事務局
安曇野市都市建設部都市計画課	課長	久保田 薫	事務局
安曇野市都市建設部都市計画課	課長補佐	大月 力三	事務局
安曇野市都市建設部都市計画課	主査	御子柴 昌善	事務局

あづみのパークコミュニティ会議

構成団体名簿

〔敬称略、順不同〕

団体名	職名	氏名
あづみ野穂高温泉旅館組合	組合長	辻谷洋一
安曇野ペンション協議会	理事長	薄井満介
安曇野案内人俱楽部	代表	等々力秀和
安曇野市観光協会	会長	丸山庄一
穂高地域牧区	区長	古幡敬
堀金地域岩原区	代表区長	浅野長彦
岩原の自然と文化を守り育てる会	代表	百瀬新治
安曇野市商工会穂高支所	支所長	平川博章
国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	所長	吉見精太郎
国営アルプスあづみの 公園管理センター	管理センター長	緒方京一
安曇野建設事務所	所長	高橋智嗣
鳥川渓谷緑地環境管理事務所	所長	佐々木俊之
株式会社ほりで一ゆ一 (地元市営宿泊施設指定管理者)	代表取締役	太田謙

あづみのパークコミュニティ会議規約

(目的)

第1条 本会は、国営アルプスあづみの公園堀金穂高地区、県営鳥川渓谷緑地、及び安曇野市内で行われる地域の活性化に資する事業の情報交換と、コミュニティ（共同体）の形成を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の活性化に資する情報の提供に関すること
- (2) (1) の情報提供を踏まえ、両公園との連携可能な事業に係わる意見交換に関すること。
- (3) その他目的達成のために必要なこと。

(組織)

第3条 本会は、第1条の目的に賛同する団体をもって組織し、隨時加入することができる。

(役員)

第4条 本会に会長及び副会長各1名を置き、会員の互選により定める。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 4 役員の任期は3年とし、再任は妨げない。

(会議)

第5条 本会は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者の出席を要請し、助言、中立な立場での調整等を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の事務局は、安曇野市都市建設部都市計画課において担当する。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規約は、平成27年3月12日から施行する。